



## 障害児者の「居場所づくり促進事業」を開始します

開 始 障 害 児 の 居 場 所 を 提 供 す る 事 業 : 7 月 下 旬  
時 期 障 害 者 の 居 場 所 を 提 供 す る 事 業 : 9 月

区は、放課後等デイサービスや障害者が通う障害福祉サービス事業所等において、障害のある子どもおよび成人が安心して過ごせる居場所を提供する「居場所づくり促進事業（以下「居場所事業」と言う。）」を開始する。

障害児者の社会参加を図るとともに、保護者の就労継続を支援することを目的とし、障害児者の居場所を提供する事業所に対し必要な人件費等を補助する。

### 【概要】

#### 1 障害児の居場所事業

学校の長期休暇中の朝の時間等に放課後等デイサービスを利用している障害児が安心して過ごせる居場所を提供する事業所に対し、安定した運営ができるよう必要な人件費等を補助する。なお、補助を受けた事業所等については、区ホームページで公開する。

<事業イメージ>

8:00 10:00 18:00 ごろ

居場所事業	放課後等デイサービス提供時間	自宅
-------	----------------	----

<目的>

障害児が、学校の長期休暇期間においても身近な地域で支援を受けられ、その保護者が働き続けられる環境を整えるため。

<背景>

障害児は、学校がある日は午前8時ごろから学校で授業を受け、放課後は放課後等デイサービス等を利用している。しかし、学校の長期休暇中は、放課後等デイサービスの提供時間が午前10時以降となる場合や、保護者の帰宅時間よりも早く終了する場合があるため、就労時間帯において障害児の居場所が確保されないという課題がある。

<補助基準額等について>

- ・基本額 利用者1人1日当たり7,500円
- ・基本額のほか、看護師等を配置した場合や送迎、延長支援を行った場合等について評価する加算を設ける。
- ・居場所事業を利用する障害児が安全に過ごせるよう、補助事業の定員や職員の配置基準を設ける。

<今後の予定>

- 6月 事業者との調整
- 7月下旬 事業開始（予定）

#### 2 障害者の居場所事業

障害福祉サービスの提供時間後の夕方の時間帯において、主に日中活動系サービスを利用している障害者が気軽に過ごせる居場所を提供する事業所等に対し、安定した運営ができるよう、必要な人件費等を補助する。なお、補助を受けた事業所等については、区ホームページで公開する。

## <事業イメージ>

9:00

15:30~16:00

18:00 ごろ

障害福祉サービス提供時間	居場所事業	自宅
--------------	-------	----

## <目的>

障害者の社会参加や家族の就労継続を支援するため。

## <背景>

就労継続支援事業所や生活介護事業所が提供する障害福祉サービスは、午後3時30分から午後4時ごろに終了するため、保護者の終業時間より前に利用者が帰宅する状況がある。特別支援学校等在学中に放課後等デイサービスを利用していた方にとって、卒業後夕方時間帯の居場所が確保されないという課題がある。

## <補助基準額等について>

- 基本額（利用者1人/日）

補助額の区分	4時間未満	4時間以上
障害支援区分5以上相当	9,000円	12,000円
障害支援区分4以下相当	4,500円	6,000円

※障害支援区分の認定を受けていない障害者は、障害支援区分4以下相当に該当する。

- 基本額のほか、看護師等を配置した場合や送迎を行った場合等について評価する加算を設ける。
- 居場所事業を利用する障害者を適切に支援するため、補助事業の定員や障害の程度に応じて職員の配置基準を設ける。

## <今後の予定>

7月 事業概要の周知

9月 事業開始（予定）

## 【問合せ】

- 1 障害児の居場所事業について

練馬区 障害者サービス調整担当課 事業者支援係 電話 03-5984-2825

- 2 障害者の居場所事業について

練馬区 障害者施策推進課 施設調整担当係 電話 03-5984-4519